

答申書

令和2年10月5日付けで相模原市長から諮問のあった件(令和2年度諮問第1号)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 事案の概要

本件は、相模原市長(以下「処分庁」という。)が令和2年6月1日付けで審査請求人の令和2年度市民税及び県民税合計年税額を 円(うち普通徴収の方法により納付すべき税額を 円)と決定する処分(以下「本件処分」という。)を行ったところ、審査請求人が本件処分の訂正を求めて審査請求した事案である。

また、当事者間に争いが無いか又は証拠により認められる事実は、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、相模原税務署長に対し、令和2年3月4日、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号の確定申告書を提出した。
- 2 処分庁は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第45条の3第1項(及び法第317条の3第1項)の規定により確定申告書を法第45条の2第1項(及び法第317条の2第1項)の申告書とみなし、令和2年6月1日付けで本件処分を行った。
- 3 処分庁は、審査請求人に対し、令和2年6月8日、本件処分の内容が記載された令和2年度相模原市市民税・県民税税額決定納税通知書を送付した。同通知書によれば、処分庁は、審査請求人の市民税及び県民税の合計年税額を 円と算定し、このうち普通徴収税額を 円、公的年金特別徴収税額(公的年金から差引される金額)を 円とし、審査請求人が普通徴収の方法により納付すべき税額については、上記 円から「所得割額より控除しきれなかった配当割又は株式等譲渡所得割の控除額」である 円を控除した残額である 円としている。
- 4 審査請求人は、審査庁に対し、令和2年6月22日付けで本件審査請求を行

った。

第3 争点

- 1 処分庁が、本件処分に当たり、審査請求人の令和元年中の特定配当等に係る所得(以下「配当所得」という。)について、分離課税(他の所得と区分し、総所得金額に含めずに税額を算定することをいう。以下同じ。)を行わず、総合課税(他の所得と区分せず、総所得金額に含めて税額を算定することをいう。以下同じ。)を行ったことは、地方税法に違反するか。
- 2 処分庁は、本件処分に当たり、審査請求人の市民税及び県民税の計算を適切に行っているか。

第4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
令和2年10月5日	審査庁から諮問書を受付
令和2年10月6日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和2年10月14日	審査請求人から主張書面を受付
令和2年10月21日	調査審議
令和2年12月7日	調査審議
令和2年12月9日	行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第74条の規定により、処分庁に調査を実施
令和2年12月18日	処分庁から回答を受付
令和3年1月7日	調査審議

第5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

- 1 事実関係
「第2 事実の概要」のとおり
- 2 争点についての審査会の判断
(1) 地方税の課税方法 - 分離課税と総合課税
ア 法令の規定

法第24条第1項柱書及び同項第1号(並びに法第294条第1項柱書及び同項第1号)の規定によれば、県民税(市民税)は、県内(市内)に住所を有する個人に対して均等割額及び所得割額の合算額によって課税するものとされている。

このうち、所得割額については、法第32条第1項(及び法第313条第1項)の規定では総所得金額を課税標準とするが、法第32条第12項(及び法第313条第12項)の規定により、特定配当等に係る所得を有する者については、当該特定配当等に係る所得の金額を除外するものとしている(分離課税の原則)。

もっとも、法第32条第13項(及び法第313条第13項)の規定は、特定配当等申告書(県(市)民税の納税通知書が送達される時までに提出された同項第1号又は第2号の申告書)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項の記載があるときは法第32条第12項(及び法第313条第12項)を適用しないとしている。このうち、法第32条第13項第1号(及び法第313条第13項第1号)の申告書は、法第45条の2第1項(及び法第317条の2第1項)の申告書、すなわち前年の総所得金額を記載した申告書であり、法第32条第13項第2号(及び法第313条第13項第2号)の申告書は、法第45条の3第1項(及び法第317条の3第1項)の確定申告書で法第45条の2第1項(及び法第317条の2第1項)による申告書とみなされるもの、すなわち所得税法第2条第1項第37号の確定申告書をいう。

イ 本件事案について

審査請求人は、所得税法第2条第1項第37号の確定申告書を提出したが、当該確定申告書を提出した日前に法第45条の2第1項(及び第317条の2第1項)の申告書を提出しなかったため、法第45条の3第1項(及び第317条の3第1項)の規定により、当該申告書が提出したものとみなされる。この結果、法第32条第13項(及び第313条第13項)の適用に関しては、同項第2号の申告書のみが提出されたものとみなされ、同項第1号の申告書については提出されたとみなされることにはならない(法第45条の2第1項(及び第317条の2第1項)の申告書が実際には提出されなかったことによる。)。このため、法第32条第13項ただし書(及び第313条第13項ただし書)を適用する要件が充足されないため、同項本文により法第32条第12項(及び第313条第12項)(分離課税の原則)を適用しないこととされ、総合課税が行わ

れたものである。

したがって、本件で総合課税を行った点に違法はない。

(2) 課税額の計算方法

ア 法令等の規定

まず、均等割額については、神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号。以下「県条例」という。)第11条によれば、県民税の均等割額は1,000円とされているところ、更に県条例附則第43項第2号で1,800円とされている。また、相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号。以下「市条例」という。)第10条第1項によれば、市民税の均等割額は3,000円とされているところ、これも市条例附則第9条で3,500円とされており、いずれも県(市)条例によって金額が法定されている。

次に、所得割額については、法第32条第1項(及び法第313条第1項)によれば、所得割額の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額であるが、法第34条(及び法第314条の2)によって、社会保険料控除、障害者控除、配偶者控除及び基礎控除として控除すべき金額がある場合には、これらを控除するものとされている。

そして、この控除後の金額に県(市)条例で定める所得割の税率を乗じて得られた金額が、税額控除前の所得割額となり、この所得割額から法第37条第1号柱書及び同号イ(並びに法第314条の6第1号柱書及び同号イ)によって調整控除額が控除された後の金額が納税額となる。ただし、上場株式等に係る配当所得については、更に法第37条の4(及び法第314条の9第1項)による配当割額控除のほか、総合課税を行う場合には、県民税については法附則第5条第1項第1号、市民税については同条第3項第1号による配当控除が行われた後の金額が、支払うべき所得割額となる。もっとも、法第314条の9第2項及び第3項によれば、同条第1項の規定により控除されるべき額で控除することができなかった金額があるときは、同項の申告書に係る年度分の個人の県民税又は市民税に充当するものとされている。

本件における所得割の税率は、県条例第9条によれば、県民税の税率は100分の2とされているところ、更に県条例附則第43項第1号で100分の2.025とされ、市条例第11条によれば、市民税の税率は100分の8とされている。

イ 本件事案について

本件で基準となるべき課税標準額は、確定申告書によれば、総所得金額が円(配当所得 円を含む。)であるから、ここから、社会保険料控除 円、(特別)障害者控除 300,000円、(老人控除対象)配偶者控除 380,000円及び基礎控除 330,000円の各控除を行うと 円となるので、法第20条の4の2第1項によって1,000円未満の端数を切り捨てた 円が実際の課税標準額となる。

また、 円の配当所得については、法第71条の28及び法第71条の30に基づいて、100分の5に相当する 円が配当割として既に特別徴収されているところ、このうち、法第37条の4によれば5分の2(円)を県民税から、法第314条の9第1項によれば5分の3(円)を市民税から控除することとされている。

以上に述べたところから、まず、本件審査請求人の県民税の計算が適切であったか否かを検討する。

既に述べたところに従うと、均等割額は1,800円、所得割額は 円に2.025%を乗じた 円となる。次に、課税標準額が2,000,000円以下であるので、法第37条第1号イにより50,000円、同号表(1)()により100,000円、同号表(6)()により100,000円の合計250,000円の100分の1(同条第1号柱書)に相当する2,500円の調整控除が行われる。また、配当所得からの控除については、配当割として特別徴収された額(円)のうち、 円が配当割額控除の額となり、更に総合課税となったことから、法附則第5条第1項第1号により、配当所得の100分の0.56に相当する 円の配当控除が行われる。

この結果、上記 円から、2,500円、 円、 円の各控除を行うと差損 円となり、これを控除することができない。したがって、県民税の税額控除後の所得割額は0円となり、実際の県民税額は均等割額の1,800円のみとなる。なお、控除することができなかった 円について、処分庁は法第314条の9第2項及び第3項によって、令和2年度分の県民税又は市民税に充当した。

次に、本件審査請求人の市民税の計算について検討する。

これも既に述べたところに従うと、均等割額は3,500円、所得割額は

円に8%を乗じた円となる。次に、課税標準額が2,000,000円以下であるので、法第314条の6第1号イにより50,000円、同号表(1)()により100,000円、同号表(6)()により100,000円の合計250,000円の100分の4(同条第1号柱書)に相当する10,000円の調整控除が行われる。また、配当所得からの控除については、配当割として特別徴収された額(円)のうち、円が配当割額控除の額となり、更に総合課税となったことから、法附則第5条第3項第1号により、配当所得の100分の2.24に相当する円の配当控除が行われる。

この結果、上記円から、10,000円、円、円を控除すると円となり、法第20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた額である円が市民税の税額控除後の所得割額となる。よって、実際の市民税額は均等割額3,500円と所得割額円の合計額である円となる。

以上検討してきたところによると、審査請求人の納付すべき税額は、県民税1,800円と市民税円の合計金額である円から、公的年金特別徴収税額円と、控除することができず県民税又は市民税に充当された円を差し引いた円となる。この金額は、令和2年度相模原市市民税・県民税税額決定納税通知書中【A 普通徴収税額】欄記載の「納付すべき額」の合計額と一致している。よって、本件において処分庁は、審査請求人の県民税及び市民税の計算を適切に行ったといえる。

3 審査請求人の主張書面について

審査請求人は、令和2年10月10日付け審査会長宛て文書(受付は同月14日付け)で特別障害者の調整控除額及び配当所得に対する県(市)民税額についての主張をしている。しかし、既に述べたように、前者については、法第37条第1号柱書(及び第314条の6第1号柱書)によれば、特別障害者の調整控除額は100,000円でなく、県民税についてはその100分の1、市民税についてはその100分の4であることから、また後者については、配当金から特別徴収された円は、本年度の税額計算においてその5分の2が県民税において、その5分の3が市民税においてそれぞれ配当割額控除がされている上、本年度の納税額は円でなく円であることから、審査請求人の各主張はいずれも事実誤認に基づくものといえ、本件処分を違法又は不当とする事情は認められないので、審査請求人の主張には理由がない。

4 審理員の手続の適正性

本件審査請求にかかる審理員の審理手続については、適正に行われたものと認められる。

5 結論

よって、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

以 上